

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2017-001 事件

競技者氏名： X

競技種目： 水泳競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 30 年 1 月 17 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 宍戸 一樹



### 聴聞パネル決定

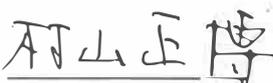
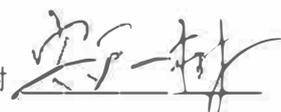
日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 30 年 1 月 10 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 30 年 1 月 17 日

宍戸 一樹

浅見 俊雄

村山 正博



### 記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 93 回日本学生選手権水泳競技大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項、同 10.5.1.1 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 29 年 9 月 21 日より 7 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・平成29年9月1日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質1,3-ジメチルブチルアミン(1,3 dimethylbutylamine)は、2017年禁止表国際基準(以下「禁止表」という。)における「S6.興奮薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は、その後B検体についての分析を要求したが、平成29年10月18日付で株式会社LSIメディエンスから提出された報告書(Test Report)によれば、上記の当初検出結果を追認するものであったことが認められる。なお、競技者は、本聴聞会(暫定聴聞会を含む)において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても最終的には争わなかった。
- ・そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項(競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること)の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績(第93回日本学生選手権水泳競技大会における競技成績を含む。なお、当該競技大会を「本件競技大会」といい、本件競技大会において検体が陽性となった競技会を以下「本件競技会」という。)はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞(もしあれば)はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- ・また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)担当者、競技者本人及び競技者が所属するA大学体育会水泳部のY監督の各証言、競技者から提出された平成29年12月27日付陳述書及びY監督名義にかかる同日付陳述書その他競技者から提出された各証拠書類、JADAから提出された各証拠書類(ドーピング・コントロール・フォーム等)並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。
  - (1) 今回検出された1,3-ジメチルブチルアミンは、「ANAVITE」なる名称で販売されていたガスパリニュートリション(Gaspari Nutrition)社製サプリメント(以下「本件サプリメント」という。)に含有されており、競技者の体内から上記物質が検出されたのは、競技者が寮生活による食生活の偏りに起因するビタミン不足の解消を目的として本件サプリメントを使用していたことによるものである。この点、JADAは、競技者による本件サプリメントの使用が本規程10.2.3項における意味での「意図的」であった旨の主張・立証は行っておらず、実際にもかかる事実は認められない。
  - (2) この点、競技者によれば、本件サプリメントは、競技者が平成29年5月上旬にオンラインショッピングサイトであるAmazonを通じて購入したものであり、同月下旬ないし6月ころからその使用を開始し、その後も日常的に使用を継続していたというものであるところ、本規程10.4項の解説においても明示されているように、「競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う(本規程2.1.1項)とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に注意喚起がなされている」のであり、「ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合」においては競技者に過誤又は過失が全くなかったとは言えないのであって、本件の競技者についても同様に、本件の競技者が使用していたサプリメントのラベル上は禁止物質の存在を窺わせるような記載がなかったとか、たとえ本件の競技者が使用していたサプリメント

が通常は禁止物質を含まないものであり、今回の禁止物質摂取の対象となった製品（或いは製造ロット）においてのみ禁止物質が混入していたものであったという場合であっても、本件の競技者もまた、サプリメントの汚染の可能性については一般的に注意喚起を受けていたことが事実関係として認められることから、本件の競技者には過誤又は過失が全くなかったということとはできない。

(3) その一方で、競技者による本件サプリメントの購入は、監督・コーチや医師その他の専門家に対する相談・報告を経ずにあくまでも自己の判断で行ったものであるところ、競技者は本件サプリメントの購入又はその使用開始に先立ち、自ら、「アナバイト ドーピング」「ANAVITE ドーピング」等の検索語を用いてインターネットを検索し、本件サプリメントの購入者による評価を確認したが、これについての否定的な見解やドーピングの危険性について警鐘を鳴らすようなサイトは当該時点では特段見当たらず、また、その成分についても、本件サプリメントのラベルに記載された各成分名につき、インターネット上で確認された和文の成分表に基づき同様にインターネット上で逐一調査を行ったが、禁止物質の存在は確認できなかったと主張する。この点、本件においては上記の事実のほか、本件に関する証拠・本聴聞会における証言等によって明らかになった一切の事情、及び JADA においても競技者につき「重大な過誤又は過失がないこと」を争っていない事実を照らして考えた場合には、競技者には「重大な過誤又は過失」までは認められないと判断するのが相当である。

(4) なお、本件サプリメントはマルチビタミン・ミネラルの補充を謳う製品であり、その成分表示上は禁止物質の含有について明確な記載がなされていないことについて本件の当事者間において特に争いはないが、他方で、競技者が上記調査を行った後、本件競技大会の直前の時期である平成 29 年 8 月 18 日の時点において、本件サプリメントと同一の商品名である「ANAVITE」を摂取して本規程違反となった自転車競技選手についての公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）の仲裁判断（JSAA-DP-2016-001 事件）がインターネット上で公開されている。本件の競技者自身は本件競技大会に向けて練習等が多忙であったこと等を理由に当該事実について認識しないまま、本件競技大会に至るまで本件サプリメントの服用を継続し、本件競技会後の競技会検査の際に作成されたドーピング・コントロール・フォームにおいても、本件サプリメントを使用している旨を明示的に申告しているが、上記の事実、すなわち本件サプリメントに禁止物質が含まれている可能性についての情報は、少なくとも本件競技会検査の直前時点において競技者が本件サプリメントを摂取する際において合理的なインターネット上の検索により入手可能であったと言え、本件サプリメントが本規程におけるいわゆる「汚染製品」に該当すると断定することはできないが、今回競技者の体内から検出された物質が「特定物質」に該当するものであり、かつ、競技者には「重大な過誤又は過失」があるとまでは認められないことからすれば、上記の一連の事情については競技者の「過誤の程度」を判断する根拠の一つとして斟酌し得ると考えられる。

以上の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.5.1.1 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者を 7 ヶ月間の資格停止とするのが相当である。なお、上記において引用した JSAA の仲裁判断（JSAA-DP-2016-001 事件）

においては、競技者の資格停止期間が4ヶ月とされているところ、同事件では競技者が過去に「ANAVITE」を摂取したことがあったが、その際のドーピング検査では陰性であったという事実が資格停止期間の決定にあたって考慮されたという事情があるほか、本件とは事案が異なることから、そのまま先例として適用することはできない。

- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成29年9月21日の通知以来、本決定に至るまで、本規程7.9.2項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成30年1月10日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同10.11.3.1項により、資格停止期間の開始日は平成29年9月21日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上